

お 知 ら せ

1 都市計画事業の種類及び名称

北部大阪都市計画道路事業 3・4・207－12号 高槻北駅南芥川線

2 施行者の名称 高槻市

3 事務所の所在地 高槻市桃園町2番1号（高槻市役所本館5階 都市創造部道路課）

4 事業地の所在 高槻市芥川町二丁目 地内

5 事業地の範囲 位置図のとおり

6 都市計画事業認可に基づく規制等

- ・ 当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等については、高槻市長の許可を受けなければなりません。
- ・ 当該事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等の予定対価の額等を高槻市長へ届け出なければなりません。届出のあった日から30日以内に高槻市長が届出をした者に対し、当該土地建物等を買収する旨の通知をしたときは、高槻市長と届出をした者との間に、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。
- ・ 当該事業は、令和7年1月17日付で事業認可の告示があり、この日をもって、事業認定の告示があったとみなされ、土地収用法の規定が適用されます。
- ・ 土地代金等の土地に関する補償金の額は、事業認可の告示日が基準となります。
- ・ 告示日以降に、土地又は物件に関して新たな権利を取得した人は、既存の権利を承継した人を除き、補償を受けることができません。
- ・ 土地の所有者や関係人の方は、土地収用法で定めるところにより、裁決申請の請求や補償金の支払い請求、明渡裁決の申し立てをすることができます。

7 その他

- ・ その他、都市計画法、土地収用法及び補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償についてのお知らせ」を作成しておりますので、必要な方は高槻市都市創造部道路課においてくだされば配布します。

